

宇土市が行う契約等行政手続における 暴力団等の排除に関する合意書

宇土市が行う契約等行政手続に関し、暴力団等関係者の排除に係る連絡協力体制を確立するため、宇土市長と宇城警察署長は、次のとおり合意書を締結する。

1 連絡体制

- (1) 宇土市（以下「甲」という。）と宇城警察署（以下「乙」という。）は、甲が行う契約等行政手続における暴力団等及び暴力団等関係者の排除の徹底を図るため、暴力団等又は暴力団等関係者に関する情報等を把握した場合は、相互に口頭又は文書による情報交換を行うなど連携の強化に努めるものとする。
- (2) 甲が行う契約等行政手続における暴力団等及び暴力団等関係者の排除に関し、相互の情報交換及び個別具体的な事務処理を円滑に推進するため、甲及び乙は、必要に応じて協議打合せを行うものとする。

2 協力体制

- (1) 甲は、この合意書に基づく措置を行うに際し、暴力団等及び暴力団等関係者の妨害等が予想される場合等、特に必要がある場合は、乙に対して警察官の出動を要請することができるものとする。
- (2) この合意書に基づく措置を行った後、当該措置について不服申立等紛争が生じた場合、乙は甲に対して情報の提供を含む可能な限りの協力を行うものとする。

3 排除措置の対象者

入札参加希望者等の役員等又は甲が執行する業務に対して申請等を行う者（以下「申請者」という。）が、次のいずれかに該当すると認められる場合、当該入札参加希望者等の契約の相手方及び申請者を排除措置の対象者とする。

- (1) 暴力団等の構成員又は暴力団等関係者と認められるとき又は暴力団関係者とその経営に実質的に関与しているとき。
- (2) 暴力団等又は暴力団等関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (3) 自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団等の威力又は暴力団等関係者を利用したと認められるとき。

- (4) 暴力団等又は暴力団等関係者に対して資金等を供給し，又は便宜を供与するなどの積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し，又は関与していると認められるとき。
- (5) 暴力団等又は暴力団等関係者であることを知りながら，これを不当に利用したと認められるとき。

4 排除措置に関する認定及び排除措置の内容

- (1) 乙は，甲からの書面による照会に基づき，入札参加希望者等及び入札参加資格者等の役員等が排除措置の対象者に該当するか否かの認定を行うとともに，その結果について，甲に対し，書面により速やかに回答するものとする。
- (2) 甲及び乙は，甲が契約等を締結（指定管理者にあっては指定）及び許可等に関する事務手続きを開始した後，契約等の締結及び許可等までの間に当該契約等の相手方の役員等及び申請者が，3の（1）から（5）に定める事項のいずれかに該当するとその情報を得た場合は，その情報をそれぞれ通知するものとする。
- (3) 乙は，甲が契約等を締結（指定管理者にあっては指定）及び許可等を決定した後，当該契約等の相手方の役員等及び申請者が，3の（1）から（5）に定める事項のいずれかに該当すると認めた場合は，甲に対し書面により通知するものとする。
- (4) 乙は，3の（1）から（5）に定める事項のいずれかに該当するものとして，甲に回答又は通知した者が，当該事由に該当しなくなったと認めるときは，その旨を甲に対し通知するものとする。
- (5) 甲は，入札参加資格者等，入札参加資格者等の役員等，契約の相手方及び申請者が，3の（1）から（5）に定める事項のいずれかに該当する場合には，必要な措置を講じ，その内容を乙に対し通知するものとする。
- (6) 措置の内容については，甲が別に定める。

5 守秘義務

情報交換等の内容については，他に漏らしてはならないものとする。ただし，甲及び乙協議の上，必要と認めるときは，この限りでない。

6 その他

この合意書に定めのない事項又は疑義の生じた事項については，別途協議のうえ，定めるものとする。

7 施行日

この合意書は、平成21年9月28日から施行する。

上記事項の合意の証として本書2通を作成し、当該者各1通を保有するものとする。

平成21年9月28日

甲 宇土市長 田 口 信 夫

乙 宇城警察署長 東 幹 央